

令和8年度 福井市景観まちづくり事業補助金

～建物などの外観整備や地域での景観活動に活用してみませんか？～

対象事業

下記(1)～(3)に該当し、令和9年2月までに完了する事業
 ※景観形成基準を満たすもので、景観に配慮したものにグレードアップする場合等が補助対象となります。照明の整備にあっては、加えて福井市夜間景観ガイドラインに沿った照明演出手法となっているものが補助対象となります。

受付期間

令和8年4月1日～6月30日

※申請書提出の2週間前までに事前相談をお願いします。

(1) 景観形成支援事業

補助額
最大300万円

建物の外観整備やオープンスペースの緑化・照明整備などのハード事業を支援します。

対象エリア

一乗谷地区 特定景観区域



福井都心地区 特定景観区域



補助枠

補助限度額	補助率	補助対象例
200万円	1/3	・建築物の外観整備、(新築、増築、改築など) ・建築物の外観変更(修繕・模様替え、色彩の変更など) ・附属設備等の隠ぺいに伴う整備 ・外構部分の緑化、照明整備、外観変更
50万円	1/3	・建築物等の意匠を演出する照明整備 ・広告物の新設、外観変更を伴う整備
300万円	1/2	・地権者等による協定に基づく整備事業

※複数の補助事業区分を組み合わせることで、合計300万円まで補助限度額を上乗せできます。
 ※照明整備は、「福井市夜間景観ガイドライン」に沿った整備が補助対象です。

補助事例



(2) 景観づくり活動支援事業

良好な景観形成を目的とし、
地域の景観形成に寄与する活動を支援します。
 ※新規事業や既存事業の拡充事業が補助対象となります。

対象エリア

福井市全域

補助枠

補助限度額	補助率
100万円	1/2

(3) まちなか魅力発信支援事業

対象エリアの回遊性の向上を目的とし、
市内外への魅力を発信する事業を支援します。
 ※新規事業や既存事業の拡充事業が補助対象となります。

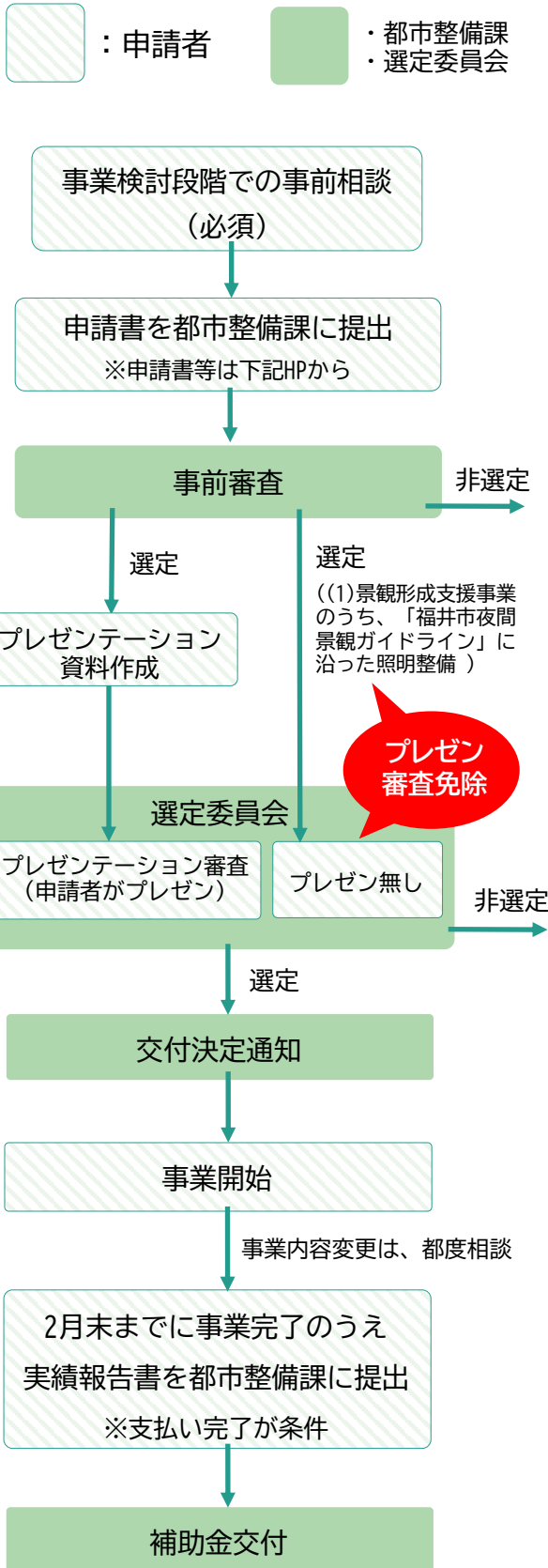
対象エリア

養浩館庭園周辺や足羽山
 ・足羽川河川敷を含む
 中心市街地

補助枠

補助限度額	補助率
100万円	1/2

手続きの流れ



スケジュール

令和8年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
申請 (4.1~6.30)												
			選定委員会 ●									
			交付決定 ●	補助金交付決定事業の実施								
									実績報告 ●			
										補助金交付 ●		

よくある質問

- Q1：壁面を塗り替えるのですが、景観形成支援事業の補助対象ですか。
 A1：修理や復元ではなく、景観に配慮したものに変更することが補助対象事業の前提となります。採択は審査によって決定します。
- Q2：景観づくり活動支援事業はどのような事業への補助を想定しているか。
 A2：地区や団体によるライトアップや行燈設置などの景観まちづくり活動であり、今後も継続して取り組んでいくものを想定しています。
- Q3：まちなか魅力発信支援事業はどのような事業への補助を想定しているか。
 A3：まちなかの回遊性向上に寄与し、かつ市内外へまちなかの魅力を発信するグルメイベントやデジタルスタンプラリーなどの事業であり、今後も継続して実施するもの想定しています。

注意事項

- 選定委員会について
 プレゼンテーション審査を伴う選定委員会は募集期間終了後の7月頃の開催を予定しています。
- 募集期間について
 予算状況に応じて、募集期間を延長する場合があります。最新状況については、ホームページをご確認ください。
- 本補助事業の詳細について
 ホームページに掲載している「令和8年度福井市景観まちづくり事業補助金募集要項」をご確認ください。

問合せ先

福井市 都市政策部 都市整備課
 住 所：福井市大手3丁目10番1号（本館5階）
 電話番号：0776-20-5454
 メール：tosiseibi@city.fukui.lg.jp

市ホームページ



<申請書などはこちら>



<福井市夜間景観ガイドライン>

お気軽に
お問い合わせ
ください！

